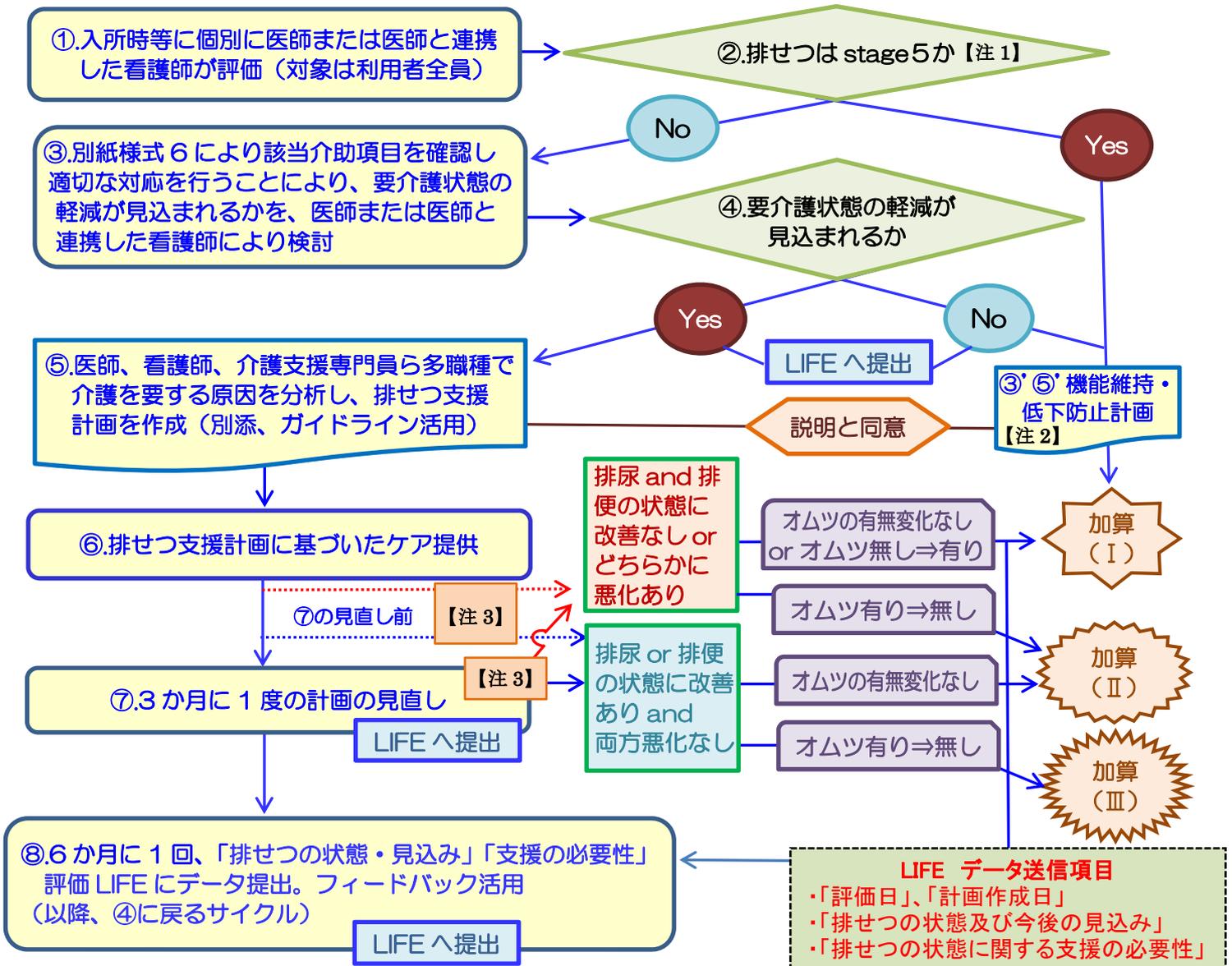


「排せつ支援チーム」を組織して取り組むと有効



【注1】 排尿で評価しているため排便も stage 5 相当なのか確認が必要

【注2】 加算 (Ⅰ) でも必要に応じて Stage 維持向上の排せつケア計画を作成

【注3】 加算要件に変化があった際は LIFE にデータ提出 (翌月)

***排せつ動作 (「認定調査員テキスト 2009 改訂版」の定義による) と算定要件**

- 排せつ動作とは…①排尿便動作 (ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿便器への排尿)。②陰部の清拭。③トイレの水洗。④トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除。⑤オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換。⑥抜去したカテーテルの後始末・ストーマ袋の準備、交換、後始末。
→便器への移乗や失禁後の更衣等 ①～⑥ 以外の行為・動作は含まない。
- (Ⅰ) は、体制加算。(Ⅱ) は、排尿・排便の状態の一方以上の改善 & 両方悪化なし or おむつ使用から使用なしに。(Ⅲ) は、排尿・排便の状態の一方以上の改善 & 両方悪化なし & おむつ使用から使用なしに
- (Ⅰ) は 3月に 1回データ提出、(Ⅱ)・(Ⅲ) は要件達成・消失時にデータ提出 (不変なら 3月に 1回)

***ポイント 1**

- 排尿と排便を別々に対処
- 「一部介助」なら、「見守り等」以上へ
- 「全介助」なら、「一部介助」以上へ
- 説明と同意

***ポイント 2**

- (Ⅰ) は、体制加算でプロセスを尽くしているか評価
- (Ⅱ) は、要介護状態 or おむつ有・無へのアウトカム評価
- (Ⅲ) は、要介護状態 and おむつ有・無へのアウトカム評価
- (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) の併算定は不可

《参考》フロー③の「該当介助項目」の有無確認のための認定調査における項目

◇排尿における「介助」項目

- ①排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿）
- ②陰部の清拭
- ③トイレの水洗
- ④トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除
- ⑤オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換
- ⑥抜去したカテーテルの後始末

◇排尿における「見守り等」項目

- ・認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するための「確認」「指示」「声かけ」のいずれかまたは全部

◇排便における「介助」項目

- I.排便動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、排便器への排便）
- II.肛門の清拭
- III.トイレの水洗
- IV.トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除
- V.オムツ、リハビリパンツの交換
- VI.ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末

◇排便における「見守り等」項目

- ・認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するための「確認」「指示」「声かけ」いずれかまたは全部

注：正確かつ具体的な扱いのためには、厚生労働省のホームページから「認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 30 年 4 月改訂）」を確認しておくことが推奨されます。

[ **ポイント**]

* 「全介助」から「一部介助」以上に改善することとは？

全介助ということは、少なくとも（カテーテルやストーマを除く）5つの介助、つまり「一連の介助」がなされているわけですが、一部介助になるためには、どれかひとつだけでも介助項目の必要性がなくなればよいことになります（「介助されていない」だけでなく「見守り等」になることも含む）。そのため、まずは“一点集中型”の観点から、アプローチ効果の高いものを抽出することがコツと言えそうです。

* 「一部介助」から「見守り等」以上に改善することとは？

「一部介助」とは介助項目が1つかも知れませんが4つであるかも知れません。1つならば「全介助」と同じ観点でのアプローチが有効と思われるが、2つ以上である場合は、すべてのことに対するアプローチが求められますので、“複数点分散型”の舵取りが求められることになる言えそうです。

* まずは、支援計画の説明をして同意を経たうえで、計画に基づきプロセスを尽くすことが肝要です。具体的な運用の仕方は、報酬改定にあわせて発出された留意事項（老企第40号）のとおりです。